

山梨県教育支援委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害のある幼児児童生徒の就学等に関する決定を行う市町村教育委員会等に対する指導及び助言の効果的な実施を図るため、有識者等から幅広く意見を聴取することを目的として開催する山梨県教育支援委員会（以下「支援委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 支援委員会は、障害のある幼児児童生徒の就学及び転学について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

(構成員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が依頼する委員を持って構成する。

- 一 学識経験のある者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 関係教育機関の職員

(会議)

第4条 委員会は、教育長が招集する。

2 支援委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 座長は、支援委員会を進行する。

4 座長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員が代理する。

5 教育長は、必要があると認めるときは、医学、心理学、教育学等の専門的知識を有する者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 支援委員会の庶務は、特別支援教育・児童生徒支援課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、特別支援教育・児童生徒支援課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。